# 家畜共済が新しくなりました

平成31年1月1日より共済責任の開始する家畜共済は、ご加入に際して経営方針を 見据えての加入が可能となっております。

## 〇加入申し込みについて

① 死亡廃用共済と疾病傷害共済として分離加入ができるようになりました。

従来の家畜共済は、死廃事故の損失補償と病傷事故の損失補償がセットで補償となっていましたが、農業者ニーズ向上に応えるべく、死廃共済と病傷共済を分離して、一方のみの補償及び別々の補償割合を選択できるようになりました。

#### <包括共済家畜区分表>

	包括共済家畜区分	
	死亡廃用共済	疾病傷害共済
満24月齢以上の乳牛の雌であって 搾乳の用に供されるもの(育成乳牛 で、期中に満24月齢となる搾乳牛 として使用する予定のものを含む)	搾乳牛	乳用牛
満24か月齢未満の乳牛の雌	育成乳牛	
牛の胎児のうち乳牛であるもの		***************************************
満24月齢以上の肉用牛の雌であっ て繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌牛	肉用牛
搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び 種雄牛以外の牛	   育成•肥育牛	
牛の胎児のうち乳牛でないもの		
満36月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌馬	一般馬
繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	育成•肥育馬	
種豚	種豚	種豚

# ② 加入申込みは、包括共済家畜区分ごとに共済掛金責任期間中の飼養計画頭数を見込んでの申込みをいただくこととなりました。

そのため、加入申込書のほかに、飼養頭数計画を記載した頭数申告表(期首時点の飼養頭数、期中の導入予定数、期中に出生させる予定数、直近1年の胎児死の頭数等)の提出が必要となります。

#### 死亡廃用共済(死廃事故)と疾病傷害共済(病傷事故)の分離により加入方法が変わります。

新しい家畜共済(平成31年1月1日より共済掛金責任期間が開始となるもの)の加入例 ○包括共済(子牛・胎児含む)

#### (1) 死亡廃用共済

酪農

搾乳牛

育成乳牛

加入時(期首)の価額×付保割合×危険段階別共済掛金率+事務費賦 課金

期間満了時(期末)の価額×付保割合×危険段階別共済掛金率+事務 費賦課金

期間満了時(期末)の価額×付保割合×危険段階別共済掛金率+事務 育成 • 肥育牛 書賦課金

加入時(期首)の価額×病傷共済金支払限度率を超えない範囲×危険 乳用牛 段階別共済掛金率十事務費賦課金

> 加入時(期首)の価額×病傷共済金支払限度率を超えない範囲×危険 段階別共済掛金率十事務費賦課金

(2)疾病傷害共済

肉用牛

#### (1) 死亡廃用共済

繁殖

繁殖用雌牛

加入時(期首)の価額×付保割合×危険段階別共済掛金率+事務費賦



育成 • 肥育牛

期間満了時(期末)の価額×付保割合×危険段階別共済掛金率+事務 金黒淵曹

### (2)疾病傷害共済

肉用牛

加入時(期首)の価額×病傷共済金支払限度率を超えない範囲×危険 段階別共済掛金率十事務費賦課金

### (1)死亡廃用共済

肥育

育成 • 肥育牛

期間満了時(期末)の価額×付保割合×危険段階別共済掛金率十事務 書賦課金



# (2)疾病傷害共済

肉用牛

加入時(期首)の価額×病傷共済金支払限度率を超えない範囲×危険 段階別共済掛金率十事務費賦課金

#### ○個別共済



乳用種種雄牛、肉用種種雄牛

加入時(期首)の頭数×価額×付保割合×危険段階別 共済掛金率十事務費賦課金

- ※組合員等がトレサ情報の利用を認めない等により、飼養管理等の記録を利用して家畜の飼養頭数を効率的に確認することにつき、組合員の協力を得られない場合には、申込みをお断りすることになりますので、ご協力をお願いいたします。
- ※乳牛雄子牛・F1子牛・ET子牛は育成・肥育牛(肉用牛)となります。
- ※期首時の飼養計画による飼養頭数と共済期間中の飼養実績頭数に基づき、共済掛金等 算定額に差額が生じた場合には期末時に追徴・払い戻しを行います。

## 〇共済掛金責任期間における期末調整の導入(死亡廃用共済)

死亡廃用共済では、期首の引受計画に対し、飼養実績に基づき、期末に一括して共済価額及び共済金額を修正し、共済掛金を追納・返還する方法に簡素化されます。

なお、期中に、農場の譲受けや譲り渡し、畜舎の増改築などによって飼養頭数が著しく増減する場合に限っては、共済価額、共済金額及び共済掛金を変更する必要があることから、加入者はその旨を申告することとなります。

## 〇共済事故の一部除外(令和元年7月責任開始分から選択肢が増えました。)

包括共済対象家畜	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛	次に掲げるいずれかの共済事故 イ 火災、伝染性の疾病、または風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ 火災、伝染病の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による廃用以外の廃用 ハ 5号廃用、6号廃用に掲げる廃用事故
繁殖用雌牛、育成•肥育牛	次に掲げるいずれかの共済事故 イ 火災、伝染性の疾病、または風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ 火災、伝染病の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による廃用以外の廃用 ハ 1号廃用、2号廃用、3号廃用に掲げる廃用事故
繁殖用雌馬、育成・肥育馬	火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による死亡及び廃用以外の死亡および廃用
種豚	次に掲げるいずれかの共済事故 イ 火災、伝染性の疾病、または風水害その他気象上の原因(地 震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ 1号廃用、2号廃用、3号廃用に掲げる廃用事故
特定肉豚	火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第4条第1項に規定する 届出伝染病にあっては、農林水産大臣が指定するものに限る。) 又は、風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)によ る死亡以外の死亡

1号廃用:疾病又は不慮の障害によって死にひんしたこと。

2号廃用:不慮の災厄によって家畜それ自体の病傷の有無にかかわらず周囲の事情によって救う

ことのできない状態となること。

3号廃用:骨折、は行、両眼失明、牛白血病、伝達性海綿状脳症若しくは創傷性心の

う炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若 しくは不慮の舌断裂で採食不能となるもので治癒の見込みのないものによ

って、使用価値を失ったこと。

4号廃用:盗難、行方不明(30日以上生死不明のもの)

5号廃用:乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器の実質的な機

能の喪失又は治癒の見込みのない生殖器の伝染性疾患によって人工授精が

不可能となったこと。

6号廃用:乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾患または障害であって当該家畜

にかかる共済責任開始の始まった以後に生じたことが明らかなものによっ

て泌乳能力を失ったことが泌乳器において明らかなこと。

7号廃用:牛が出産時において前肢湾曲症、軟骨形成不全等の奇形又は不具であるこ

とにより、将来の使用価値がないことが明らかなこと。

# ○待期間の取り扱い

家畜については、疾病等の原因の発生時点を判別することが技術的に困難な場合が多いことから、家畜の導入後2週間以内に生じた事故については、原則として共済金の請求ができないこととしています。(待期間)

(※ただし、事故の発生が家畜導入後であることが立証できる場合は請求できます) 新しい家畜共済では、共済加入者間で取引された家畜については、導入前の家畜共済への加入状況が適正と証明された場合に限り、待期間を適用しないこととなりました。

# 〇牛白血病の取り扱い

牛白血病については、と畜場でと殺解体後に初めて診断されることもあるため、新しい家畜共済では、共済に加入している農業者から家畜商が購入し、と畜場で牛白血病と診断された場合には、農業者自らが出荷した場合と同様に、共済金の支払対象となります。

# ○病傷共済の自己負担の見直し(平成32年1月共済責任開始分より)

令和2年1月より共済責任開始となる家畜共済については、初診料を含めた診療費全体の1割分について自己負担となります。

※支払共済金は病傷共済金支払限度額を超えない範囲で組合員等が申し出た金額が上限となります。

